

名取市監査委員告示第4号

令和8年2月19日付け名取市監査委員告示第2号で公表した定期監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により名取市長等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年3月18日

名取市監査委員 沼倉 雅 枝



名取市監査委員 菅原 和 子



監査結果に基づく措置通知書

所属名 商工観光課

令和8年2月19日付名監第123号関係分

(指摘)・要望事項 (○をつけてください)	措置状況(措置を講じた年月日)
<p><契約関係></p> <p>・事業用地の売買契約の締結において、所定の決裁を受けていないものが見られた。名取市事務決裁規程に規定されていない売買契約の締結は、金額にかかわらず、市長決裁となる。名取市事務決裁規程を遵守し、指摘・指導を受けたことを十分踏まえ、適切な処理を要望する。</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>・当該事案については、市長決裁を受けた上で、事業用地の事業者公募を開始したところでしたが、事業者決定後の売買契約締結に際しましては、「名取市事務決裁規程」に「契約締結伺(物品購入及び公有財産購入除く。)の専決区分2,000万円未満」が「副市長」と規定されていることから、土地売り払いにかかる契約の締結についても該当するものと混同し、市長決裁が漏れてしまったものであります。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>・令和7年11月19日に、市長決裁が漏れていたことを市長に説明し、遡り決裁をいただきました。</p> <p>・なお、今後におきましては、事業用地の売買契約の締結は、金額にかかわらず市長決裁となることを、改めて課内で情報共有し、複数でチェックする体制を構築するなど、適正な事務執行に努めてまいります。</p>